八	六価クロム化合物
（略）	（略）
（略）	（略）

六価クロムの量に関して、〇・〇二mg／ℓ以下であること。	
（略）	

（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正）

第二条　給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表第一	
事　項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準
（略）	（略）
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇二mg／ℓ以下であること。
（略）	（略）

改正前	
別表第一	
事　項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準
（略）	（略）
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇五mg／ℓ以下であること。
（略）	（略）

（水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正）

第三条　水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
別表第一（第一条関係）		
事　項	基　準	
（略）	（略）	
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇二mg／ℓ以下であること。	
（略）	（略）	
別表第二（第一条関係）		
事　項	基　準	
（略）	（略）	
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇二mg／ℓ以下であること。	
（略）	（略）	

改正前		
別表第一（第一条関係）		
事　項	基　準	
（略）	（略）	
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇五mg／ℓ以下であること。	
（略）	（略）	
別表第二（第一条関係）		
事　項	基　準	
（略）	（略）	
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇五mg／ℓ以下であること。	
（略）	（略）	